

板橋区スキー協会規約 内規

板橋区スキー協会（以下「本協会」という。）規約に定める内規については、次のとおりとする。

第1

（会員の通知義務）

規約第4条（事業）第4号（競技会並びに講習会及び研究会）及び第6号（その他目的達成に必要な事業）等の行事のうち、スキーツアー等危険を伴うことが予想されるものについては、その行事予定を通知する義務を負う。

第2

（加盟団体の長及び事務担当者の届出）

規約第6条（加盟団体）に基づく加盟団体は、本協会との連絡等のため加盟団体の代表者及び事務担当者を定め、届出なければならない。また変更のあったときも同じとする。

第3

（登録）

本協会規約第9条第3項（会費及び登録）の規定は、初心者又は特別の理由があるときをいう。

第4

（配偶者会員の会費の減額）

規約第9条第4号の規定に基づき、会員の配偶者が会員であるときは当該会費を半額とする。ただし、本協会からの通知、会報及び名簿等の送付は主たる会員1名分とする。

第5

（慶弔）

規約第31条に基づき慶弔を表す範囲及び金額等は、別表のとおりとする。

（別表）

区 分	役 職 名	
	理 事 ・ 監 事	名誉会長経験者・正副会長・正副理事長
結婚	祝い金 1万円	祝い金 1万円
死亡（本人）	弔慰金 1万円	弔慰金 1万円 及び 生花一基

第6

(費用弁償)

規約第32条に定める費用弁償の額及び範囲については、次のとおりとする。ただし、予算額の範囲において支給するものとする。

区 分	支給額	摘要
区民体育大会開会式、本協会代表委員会及び理事会出席	1000 円/回	
関係団体への出席	1000 円/回	

板橋区スキー協会表彰規程

(目的)

第1条 板橋区スキー協会（以下「本協会」という。）規約第30条の規定に基づき表彰に必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 本協会の事業及び発展のため、功績又は功労のあった加盟員及び加盟団体とする。

(表彰の基準)

第3条 本協会は、次の各号の一に該当する場合は表彰することができる。

1 功績者としての表彰基準

- (1) 本協会の代表として、東京都の大会またはそれ以上の大会において、入賞した者又は団体
- (2) 本協会の役員を通算10年以上の者
- (3) 本協会の会員として在籍30年以上の者

2 功労者としての表彰基準

- (1) 本協会の組織育成のため尽力し、またはスキー技術の指導的役割を果し模範たるべき者
- (2) その他会長が、適任と認めた者又は団体

3 第1項第1号に該当するときは、表彰を行うにあたって副賞を授与することができる。

(表彰の時期)

第4条 本協会の表彰は、周年記念事業において表彰を行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときに、随時行うことができる。

2 前条第1項第1号及び第2号の退職役員にあっては、前号ただし書きを適用するものとする。

(表彰の決定)

第5条 表彰者の決定は理事会において決定する。ただし、第3条第2項にあっては、会長が決定する。

(規約の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則1 この内規、規程は平成30年7月25日から施行する。

2	昭和38年10月1日	全文改正	平成12年10月18日	改正
	昭和43年7月1日	改正	平成29年9月11日	全文改正
	昭和44年8月29日	改正	平成30年7月25日	改正
	昭和46年10月5日	改正		
	昭和49年10月2日	改正		
	昭和55年9月19日	改正		
	昭和57年10月12日	改正		
	昭和58年9月28日	改正		
	平成元年7月10日	改正		
	平成8年7月12日	改正		